

真岡市ファミリー・サポート・センター 相互援助の手引き



1. 相互援助活動について

真岡市ファミリー・サポート・センターは
「子育ての手助けをしてほしい」
「子育てのお手伝いをしたい」
そんな気持ちを持った方が会員となり、
お互いを助けたり、助けられたりして、
育児の相互援助を行う組織です。

- ◆おねがい会員（子育てを手伝ってほしい人）
育児の援助を受けたい方で真岡市在住 又は 在勤で
生後6ヶ月児～小学6年生までのお子さんを養育している方
- ◆うけいれ会員（子育ての協力をしたい人）
育児の援助を行いたい方で真岡市に在住し、心身ともに健康で
子育てに熱意と意欲のある20歳以上の方（学生を除く）
- ◆どっちも会員（両方できる人）
おねがい会員・うけいれ会員の両方を兼ねる方

2. 入会・退会の手続き等

【入会手続き】

- * 所定の「入会届出書」に記入の上、直接センターに申し込みをしてください。本人確認書類とお子さんの保険証情報が分かるものを持参してください。
- * おねがい会員には、センターの入会説明を受けた後に、会員証を交付します。
- * うけいれ会員 及び どっちも会員には、原則として、栃木県が実施する研修を受講した後に、会員証を交付します。

【退会手続き】

- * センターを退会しようとする会員は、「退会届出書」を提出するとともに「会員証」 及び センターが指示する書類等を返還してください。

【アドバイザーについて】

- * センターの円滑な運営、事務処理や相互援助活動の円滑化を図るため、アドバイザーを置きます。

アドバイザーの業務

- ① センターの行う事業の実施
- ② 相互援助活動の相談や調整
- ③ センター事業の事務処理など

3. 援助できる内容

ファミリー・サポート・センターで行う援助は、あくまでも急なこどもへの対応や、手不足を補うための援助であり、輕易で、かつ短期的、補助的なものです。原則として、乳幼児の長時間保育は行いません。



- * 保育施設等の保育開始時までや保育終了後、こどもを預かること
- * 保育施設等までのこどもの送迎を行うこと
- * 学校の放課後 又は 学童保育終了後、こどもを預かること
- * その他、会員の仕事と育児の両立のために必要な援助

上記の他にも、センターで認める範囲内で様々な援助を行います。(講演会への参加、学校行事への参加、病院への通院、冠婚葬祭等)



- * こどもを預かる場合は、原則としてうけいれ会員の自宅またはmonaca内で行います。
- * 援助活動は、早朝・夜間にわたることもありますが、原則として、こどもの宿泊は行いません。
- * 援助活動中に事故が起きた場合は、センターに速やかに連絡してください。事故にならないよう、十分に気をつけましょう。

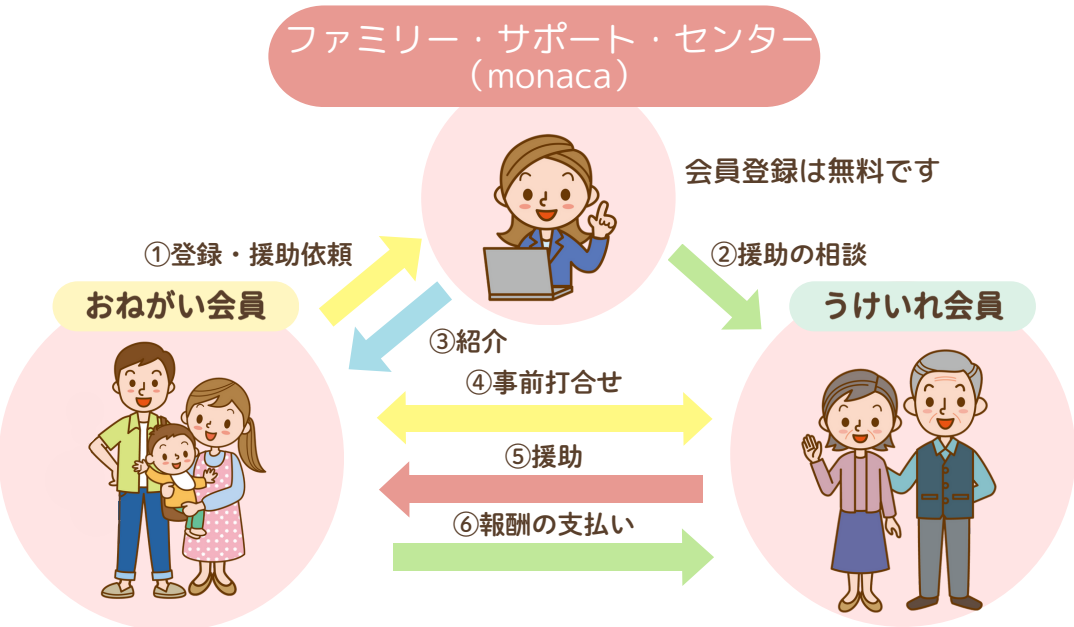
4. 援助が必要になったら

- ① 援助が必要なときは、センターに電話で申し込みます。
*確認内容 会員番号・氏名・電話番号・依頼日時・内容等
- ② センターは、援助できるうけいれ会員をお探し、紹介します。
*うけいれ会員の都合や、依頼内容等により、マッチングできないこともあります。
- ③ おねがい会員は、うけいれ会員に電話連絡の上「事前打合せ」（援助内容・時間等）を行ってください。
*預けるこどもの状態をできるだけ詳しく伝えてください。
- ④ うけいれ会員が、自宅かmonaca内でお子さんを預かります。
援助活動の開始
*食事・おやつ・おむつ等は、原則としておねがい会員が用意します。
- ⑤ おねがい会員が、約束の時間にお子さんを迎えに行きます。
- ⑥ おねがい会員、うけいれ会員の双方が、「援助活動報告書」の内容を確認し、おねがい会員は報酬等を速やかに支払います。
*「報酬等の基準」を参考にしてください
- ⑦ うけいれ会員は、「援助活動報告書」を翌月の7日までにセンターに提出します。

5. 会員の心得

- ① ファミリー・サポート・センターの目的と決まりを守りましょう。
- ② お互いのプライバシーは守りましょう。
- ③ 約束した開始時間、終了時間は守りましょう。
- ④ センターへの連絡なしに、会員同士で援助活動を行わないでください。センターを通さないものについては、補助金・補償保険は適用されません。
- ⑤ 援助活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
- ⑥ うけいれ会員は、安全チェックリストによりこどもの安全を確認してください。
- ⑦ 専門的な保育やしつけは行いません。また、依頼した事以外の援助は要求しないでください。
- ⑧ うけいれ会員は援助活動終了後、必ず「援助活動報告書」を書き、おねがい会員は内容を確認し、会員番号の記入と署名をしてください。
- ⑨ おねがい会員は、援助活動終了後、速やかに報酬等の支払いをしてください。
- ⑩ うけいれ会員は、病気やその他やむを得ない理由で援助ができなくなった時は、事前にセンターに連絡してください。
- ⑪ 6歳未満のお子さんを車に乗せる場合は、チャイルドシートが必要ですので、うけいれ会員の方はご注意ください。
- ⑫ 相互援助活動に伴って物品などの斡旋、勧誘等の行為は行わないでください。

ファミリー・サポート・センターのシステム



- ◆おねがい会員（子育てを手伝ってほしい人）
育児の援助を受けたい方で真岡市在住 又は 在勤で
生後6ヶ月児～小学6年生までのお子さんを養育している方
- ◆うけいれ会員（子育ての協力をしたい人）
育児の援助を行いたい方で真岡市に在住し、心身ともに健康で
子育てに熱意と意欲のある20歳以上の方（学生を除く）
- ◆どっちも会員（両方できる人）
おねがい会員・うけいれ会員の両方を兼ねる方

6. 報酬等の基準

【報酬等の基準】

平日（午前7時～午後7時まで）	1時間あたり700円
上記以外の時間 （土日祝日、平日の午前7時以前、午後7時以降）	1時間あたり800円

- ❗ *最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。
- *1時間を超える場合は、30分単位で、それぞれ1時間あたりの報酬額単価の半額とする。
- *同一世帯に属する複数のこどもを預かる場合は、2人目から半額とする。
- *援助活動を取り消した場合の報酬は、次のとおりとする。
 - ・ 前日までの取消 無 料
 - ・ 当日の取消 上記基準で算定された報酬額の50%
 - ・ 無断取消 全 額
- *原則として、宿泊は行わない。

【実費】

- *おねがい会員は、援助活動に要した費用をうけいれ会員に支払うものとする。
- *送迎等で車を使用した場合は、当事者間で協議の上実費を支払うものとする。（下記の目安を参照）
- *こどもの食事、チャイルドシート、おむつ等については、原則としておねがい会員が用意するものとする。

【送迎等で車を使用した場合の実費の目安】

基本料金	5km以内	1回あたり100円
追加料金	5km超5km増すごとに (5km未満は5kmに切り上げる)	基本料金に100円を加算

7. 利用料金補助制度について

事業の拡充と子育ての経済的負担の軽減及び利用促進を図るため、真岡市在住のおねがい会員に対し補助金を交付します。
(市税等滞納者を除く)

補助金の額：1時間あたりの利用料金に対し 200円
(半額の場合は100円)

※実費(交通費等)については補助対象外

◆ 申請には、下記のものが必要となります。

- ① 真岡市ファミリー・サポート・センター事業利用補助金交付申請書
- ② 真岡市ファミリー・サポート・センター事業利用補助金請求書
- ③ 援助活動報告書の写し
※両会員の署名があることを確認してください。
- ④ 申請者名義の金融機関通帳

◆ 申請期限：利用した日の翌月の1日から、6ヶ月以内

8. 補償保険制度について

会員になると安心して活動に参加できるよう「提供会員障害保険」「賠償責任保険」「依頼こども傷害保険」に加入します。
保険料は市が負担します。

【提供会員傷害保険】(うけいれ会員用)

うけいれ会員が、ファミリー・サポート・センターの斡旋による援助サービスの提供中や、援助サービスを提供するため、自宅と援助を受けるこども宅や保育園等の往復中(自宅との通常の経路)において傷害を被ったときに補償するものです。
(天災によるものを含む)

種 類	補償額	備 考
死 亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 500万円～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度
手 術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

【賠償責任保険】(うけいれ会員用)

うけいれ会員が、援助サービスの提供中、監視ミスや提供した飲食物等が原因で、第三者の身体又は財物に障害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償します。

種 類	補助額
対人・対物・損害賠償	2億円
初期対応費用	1,000万円
訴訟対応費用	1,000万円
現金および預かりに必要な日用品の盗難・損壊・紛失	10万円

【依頼こども傷害保険】(おねがい会員用)

おねがい会員のこどもが、援助サービスを受けている間に、事故を被った場合、援助サービス提供者の過失の有無にかかわらず補償するものです。天災による事故についても補償いたします。

種 類	補償額	備 考
死 亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 300万円～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度
手 術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

【研修・会合傷害保険】

真岡市ファミリー・サポート・センターが実施する研修会・会合等の参加者全員に対し、実施中および自宅と会場の往復中、事故を被ったときに補償するものです。研修会・交流会等が対象となります。

種 類	補償額	備 考
死 亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 500万円～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,800円	事故日より180日以内を限度
手 術	3,800円×所定倍率	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,300円	事故日より180日以内で90日分を限度

【新研修・会合傷害保険】

国・都道府県・市区町村・学校法人等、真岡市以外が実施するファミリー・サポート・センターに係る研修会・会合等の参加者全員に対し、実施中および自宅と会場の往復中、事故を被ったときに補償するものです。栃木県で実施する『(※)子育て支援員研修』等が対象となります。

種 類	補償額	備 考
死 亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 500万円～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,800円	事故日より180日以内を限度
手 術	3,800円×所定倍率	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,300円	事故日より180日以内で90日分を限度

【感染症補償制度】

うけいれ会員が、援助サービスの遂行に起因して、細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって感染症を発症し、その直接の結果として死亡または入院した場合に、見舞金の給付を行うことにより費用損害を補償します。

見舞金の種類		1名あたり支払限度額
感染症葬祭見舞金		100万円
感染症入院見舞金	入院日数	
	15日以上	5万円
	8日以上14日以下	3万円
	4日以上 7日以下	2万円
	3日以下	1万円

(名称)

第1条 本会は、真岡市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(目的)

第2条 センターは、育児の援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という。）と育児の援助を行いたい者（以下「うけいれ会員」という。）を組織化し、会員が市内において育児の相互援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりに資することを目的とする。

(事務局)

第3条 センターの事務局は、真岡市複合交流拠点施設monaca内に置く。

(事業内容)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録に関する事業
- (2) 相互援助活動の調整に関する事業
- (3) 相互援助活動に関する講習及び指導に関する事業
- (4) 会員間の交流に関する事業
- (5) 関係機関等との連絡調整に関する事業
- (6) センターの広報に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な事業

2 センターの円滑な運営を図るため、アドバイザーを置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集及び登録時の相談・助言に関する業務
- (2) サブ・リーダーの育成及び指導に関する業務
- (3) 会員の相互援助活動の調整に関する業務
- (4) 会員に対する講習会、研修会及び交流会の企画運営に関する業務

3 アドバイザーは、会員を一定の地域を単位としたグループに分け、グループごとに世話役として会員のうちからサブ・リーダーを選ぶことができる。

4 サブ・リーダーは、当該所属グループにおいて、第2項第1号、第3号

及び第4号の業務について、アドバイザーを補佐する。

（開設時間）

第5条 センターの開設時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、センターが必要と認めたときは、これを変更することができる。

2 センターの休業日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（会員）

第6条 センターは、次に掲げる要件を満たす者を会員とする。

(1) センターの目的を十分に理解している者

(2) おねがい会員にあっては、真岡市内に居住又は勤務している者で、当該人が保護者となっている生後6月児から小学校6年生以下のこどもを有する者

(3) うけいれ会員にあっては、真岡市内に居住している20歳以上の者（会員登録時）で、心身ともに健康で、積極的に援助活動を行うことができる者（学生を除く。）

2 真岡市内に居住しているおねがい会員及びうけいれ会員は、これを兼ねることができる。

（入会及び退会）

第7条 会員になろうとする者は、真岡市ファミリー・サポート・センター入会届出書（別記様式第1号）をセンターに提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 会員になるに際しては、センターの実施する説明会に参加しなければならない。

3 うけいれ会員においては、センターの実施する講習を受講しなければならない。

4 センターは、第1項の承認をしたときは、会員に対して会員証（別記様式第2号）を発行するものとする。

5 会員は登録事項に変更があった場合は、速やかにセンターに登録事項変更届出書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

6 会員が退会しようとするときは、センターに退会届出書（別記様式第4号）を提出し、会員証を返還するものとする。

（会員資格の喪失）

第8条 センターは、会員がこの会則に違反したとき、又は会員として適さないと認められるときは、当該会員の登録を抹消することができる。

（相互援助活動の内容）

第9条 相互援助活動の対象となる者は、生後6月児から小学校6年生までのこどもとする。

2 会員が相互援助活動として行う援助は、次のとおりとする。

(1) 保育施設等の保育開始までや保育終了後、こどもを預かること。

(2) 保育施設等までの送迎を行うこと。

(3) 学校の放課後、こどもを預かること。

(4) 学童保育終了後、こどもを預かること。

(5) 冠婚葬祭や他のこどもの学校行事の際、こどもを預かること。

(6) 買い物等外出の際、こどもを預かること。

(7) その他の事由によりこどもを預かること。

3 こどもを預かる場合は、原則としてうけいれ会員の家庭または真岡市複合交流拠点施設monaca内において行うものとする。

4 援助活動については、原則としてこどもの宿泊は行わない。

（援助活動の実施方法）

第10条 おねがい会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対し、援助活動の依頼を行うものとする。

2 前項の援助活動の依頼は、原則として援助活動を必要とする日の2か月前から3日前までに行うものとする。

3 おねがい会員から援助活動の依頼を受けたセンターは、援助活動の内容、日時等を確認し、うけいれ会員との調整を行うとともに援助活動依頼受付簿（別記様式第5号）にその内容を記録するものとする。

4 原則として援助活動開始前におねがい会員とうけいれ会員は事前打合せを行い、援助活動の内容について十分な協議を行うものとする。

- 5 おねがい会員は、申し込んだ援助以外の援助を求めてはならない。
- 6 うけいれ会員は、援助活動を実施したときは、援助活動報告書（別記様式第6号）に内容を記入し、おねがい会員の確認を受けなければならない。
- 7 うけいれ会員は、その月の援助活動に係る援助活動報告書を翌月の7日（7日が休業日の場合は、翌開設日）までにセンターに提出しなければならない。

（援助時間）

第11条 うけいれ会員による相互援助活動の時間（以下「援助時間」という。）は午前7時から午後7時までとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

2 援助時間は、1回につき最低1時間とし、以降30分を単位とする。

（報酬等）

第12条 おねがい会員は、相互援助活動実施後にうけいれ会員に対し、別に定める基準に従って報酬及び交通費等の実費を支払うものとする。

（保険等）

第13条 会員は、援助活動中の事故に備え、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

2 会員は、相互援助活動中に生じた事故等については、当事者間である会員間において、誠意をもって解決に当たるものとする。

（順守事項）

第14条 会員は、相互援助活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。退会後も、同様とする。

（会費）

第15条 会員間の親睦、福祉の増進を図るため、会費を集めることができる。

附 則

この会則は、平成24年1月1日から適用する。

附 則（第3条変更）

この会則は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（全部改正）

この会則は、令和7年4月1日から適用する。



真岡市ファミリー・サポート・センター

〒321-4305

真岡市荒町5131番地

（真岡市複合交流拠点施設monaca内）

開設時間：午前9：00～午後5：00

休業日：月曜日（祝日は除く）・年末年始

TEL:0285-85-8111